

事例 10 樹木採取権制度による林業経営体の経営基盤の強化 (中部森林管理局 東信森林管理署)



(写真提供：長野森林組合)

- 長野県^{うへだ}上田市 ^{そえひやま}傍陽山国有林
- 樹木採取区内での苗木植栽の様子
(令和6(2024)年10月)

- 長野県^{ちくま}千曲市 ^{くわばら}桑原
- 樹木採取権を契機に導入した林業機械
(令和6(2024)年10月)

中部森林管理局では、令和3(2021)年に指定した東信森林管理署管内の樹木採取区(274ha)で、令和4(2022)年9月に長野森林組合と運用協定を締結し、令和5(2023)年1月より主伐や再造林を順次実施しています。

同組合では、この樹木採取区において、令和6(2024)年4月から令和11(2029)年3月までに2万^mの素材生産を計画しており、これまで以上に事業量を確保できる見込みが立ったことから、2名の技能職員を新規雇用するとともに、フォワーダと10tグラップル付きトラックを新たに導入するなど、実施体制の強化を図ることができました。

さらに、同組合職員の技術向上のための架線集材の技術習得にも力を入れており、樹木採取権制度の活用が既存事業の拡大や新事業の展開を進める契機となっています。

同署では、樹木採取権制度による森林施業が円滑に実施されるよう、引き続き、適切な制度運用に取り組んでいきます。